

野田市水道事業告示第2号

野田市公契約条例に係る水道事業管理者が定める賃金等の最低額の告示

野田市公契約条例（平成21年野田市条例第25号。以下「条例」という。）第18条において準用する条例第6条第1項第2号及び野田市水道事業管理者の所管に係る野田市公契約条例施行規程（平成25年野田市水道事業規程第5号。）第4条に規定する水道事業管理者が適用労働者の職種ごとに定める令和5年度の1時間当たりの賃金等の最低額は、表1のとおりとする。

表1

適用労働者の職種	最低額
運転監視及び保守点検業務員	1,283円
事務員	1,070円
事務員補助	1,044円
検針員	1,200円

令和5年3月30日

野田市水道事業管理者 中沢 哲夫